預金保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十一号

預金保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十八条並びに附則第十五条の二第三項並びに第十五条の四第五項及び第七項の規定、同項において準用する同法第六十四条の二第一項及び第六項、第六十八条の二第四項並びに第六十八条の三第四項の規定、同法附則第十五条の五第二項第三号及び第七項の規定、同条第八項において準用する同法附則第十条の二の規定並びに同法附則第二十一条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第六十四条の二第一項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第六十四条第一項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号及び次条において同じ。）」を加え、「同項」を「法第六十四条第一項」に改める。

第十三条の二第一項中「第六十四条の二第六項第一号」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第六十四条の二第六項第二号」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第六十四条の二第六項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第十四条の二及び第十四条の三において同じ。）」を加える。

第十四条各号列記以外の部分中「第六十七条第二項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）」を加える。

第十四条の二中「第六十八条の二第四項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第六十八条の二第一項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第六十八条の二第一項」に改める。

第十四条の三各号列記以外の部分中「第六十八条の三第四項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）」を加え、同条第二号中「第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成（同項）」を「第六十八条の三第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた組織再編成（法第六十八条の三第一項」に改め、「第六十四条の二第五項」の下に「（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十八条第一項第一号中「及び第百十八条第二項」を「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」に、「及び第百十八条第四項」を「、第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」に改め、同条第二項第一号中「及び第百十八条第二項」を「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」に改め、同項第二号中「及び第百十八条第三項」を「、第百十八条第三項及び附則第十五条の四第六項」に改め、同項第三号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」に改める。

附則第二条の八中「附則第八条第一項第二号の二」を「附則第八条第一項第二号の三」に改める。

附則第二条の十中「附則第二十三条第四項第三号」を「附則第二十三条第四項第二号」に改め、同条を附則第二条の十六とし、附則第二条の九の次に次の六条を加える。

（承継協定銀行について適用する法の規定の読替え）

第二条の十　法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行について同項において法の規定を適用する場合においては、法第五十条第二項中「場合には、前項の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、同項第四号中「承継銀行が設立された」とあるのは「承継機能協定（附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定をいう。以下同じ。）を締結した」と、法第九十一条の見出し中「設立」とあるのは「業務承継」と、同条第一項中「承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する被管理金融機関の業務承継」と「以下この章」とあるのは「第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項第二号」と、法第九十二条の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、承継銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第九十三条第一項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」と、「同項」とあるのは「被管理金融機関」と、同条第二項中「業務承継」とあるのは「被管理金融機関の業務承継」と、法第九十四条第一項中「その経営管理」とあるのは「被管理金融機関の業務承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」と、法第九十九条中「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百条中「この章」とあるのは「第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十五条まで、第九十八条から第百条まで、第百二十九条、第百三十三条から第百三十五条（第一項を除く。）まで及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」と、「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百二十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第百三十三条第六項中「承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」とする。

（再承継金融機関等に対する資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二条の十一　法附則第十五条の四第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定について、法附則第十五条の四第五項において法の規定を準用する場合においては、法第五十九条第三項中「第一項に」とあるのは「附則第十五条の四第一項に」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、同条第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関及び銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関及び再承継銀行持株会社等」と、同条第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、法第六十一条第一項中「第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の十二　法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは「、銀行持株会社等又は承継協定銀行（承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併、吸収分割、合併」とあるのは「吸収分割、合併」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と読み替えるものとする。